

# 宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 氏 名

生年月日

年

月

日

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

*	*	1 9	
---	---	-----	--

項番

◎申請者に関する事項

11

	変更年月日	年	月	日					
変更後	フリガナ								
	氏名								
変更前	フリガナ								
	氏名								

確認欄  
\*

12

	変更年月日	年	月	日					
変更後	郵便番号								
	住所市区町村コード			都道府県		市郡区		区町村	
	住所								
	電話番号								
変更前	住所								

確認欄  
\*

13

	変更年月日	年	月	日					
変更後	本籍市区町村コード			都道府県		市郡区		区町村	
	本籍								
変更前	本籍								

確認欄  
\*

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

	変更年月日	年	月	日					
変更後	商号又は名称								
	免許証番号	( )							
変更前	商号又は名称								
	免許証番号	国土交通大臣		( ) 第		号		知事	

確認欄  
\*

確認欄  
\*

備考

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 登録を受けている事項のうち、変更があったものについてのみ記入すること。
- ③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 

1	9
---	---

 — 

0	0	1	3	0	0
---	---	---	---	---	---

 — 

--

 [山梨県知事登録第01300号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「変更年月日」の欄は最初の□には元号のコードとして「H」を記入するとともに、□に数字を記入するにあたっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

H
---

 — 

0	5
---	---

 年 

1	1
---	---

 月 

3	0
---	---

 日 [平成5年11月30日の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブックにより該当する市区町村のコードを記入すること。(コードは未記載でも受け付けます。)
- ⑦ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

震	が	関	2	—	1	—	3
---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 

0	3	—	3	5	8	0	—	4	3	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブックにより、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0
---	---	---	---	---

 と記入すること。(コードは未記載でも受け付けます。)

- ⑩ 「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住所番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 

震	が	関	1	丁	目	3	番	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑪ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。
- ⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)⑭に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例) ⑰ 

0	0
---	---

 (5) 

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

⑱ 

9	9
---	---

 ( ) 

			5	0
--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

市町村コード (山梨県)

甲府市	19201	笛吹市	19211	昭和町	19384
富士吉田市	19202	上野原市	19212	道志村	19422
都留市	19204	甲州市	19213	西桂町	19423
山梨市	19205	中央市	19214	忍野村	19424
大月市	19206	市川三郷町	19346	山中湖村	19425
韮崎市	19207	早川町	19364	鳴沢村	19429
南アルプス市	19208	身延町	19365	富士河口湖町	19430
北杜市	19209	南部町	19366	小菅村	19442
甲斐市	19210	富士川町	19368	丹波山村	19443